従業員十六名は金總九州聯合會の應援により三月二日午前七時始業時を期して一齊罷業を決行し市内春の町北九州交通従業員組合事務所に集合し對策を協議したる結果歎願書を作成し組合幹部を従業員代表として交渉する事になつたのである

三月二日正午頃組合幹部二名は工業所を訪問し折衝したる處一、六、八項以外は大体譲歩する旨回答ありたるも意見一致せず午後四時一應引揚げて對策を練り再び同日午後十二時頃所長住宅を訪れて會見したるも爭議費用負擔の問題にて妥協成立せず午前三時會見を打切り茲に双方持久戰の態度を固むるに至つた。

所轄八幡警察署は本爭議の解決が僅か爭議費用負擔のみに關わるを以て極力斡旋に努めたる結果同三日午後五時三[illegible]双方代表が會見するに至り遂に會社側が譲歩し爭議費用金一封（

五拾圓）を表面に出さざる事を條件として左項の如き覺書を以て圓滿解決したのである。

十四 解決條件

1、當分の間臨時手當として毎日拾錢支給
2、皆勤賞與は責任を以て考慮
3、殘業に對しては時間給を支給す
4、解雇手當は考慮する
5、年一回五[illegible]以上昇給
6、退職金は各自名義通帳とする。
7、犠牲者は出さぬ

覺書の實施事項は三月一日に遡り効力を發生するものとす

財團法人 協調會福岡出張所